

野洲市議会議長 東郷 克己 様



令和3年5月10日

野洲市民病院整備事業特別委員会

委員長 橋 俊明

野洲市民病院整備運営評価委員会への諮問にかかる提案について

去る4月28日に本職宛てに提出された、委員の招集請求に基づき、本日野洲市民病院整備事業特別委員会（以下「特別委員会」という。）を開催致しました。

委員からの招集請求には、「新病院の一日も早い整備に向けて議論を尽くし、願われる方向性を集約すること、専門家による第三者委員会である野洲市民病院整備運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）で検討いただくべく議会の意見を市長へ提案すること。」とされておりましたことから、特別委員会におきまして、先ず執行部から野洲市民病院整備事業のこれまでの経過及び進捗状況並びに5月17日に開催予定の評価委員会への諮問内容等について説明を受け、質疑応答を繰り返し、本事業に係る振り返りと今後の予定について明らかにし、委員間で共通認識致しました。

次に、委員会の招集請求にあった評価委員会への諮問にかかる市長への提案について、委員間討議を中心に下記のとおり意見集約致しました。

つきましては、貴職にあつては、特別委員会の議論を踏まえ、議会としての意見を市長に提案いただきますよう宜しくお願い致します。

なお、本特別委員会において出されました立地場所選定条件及び提案に係るその他の意見についても付記致しております。

記

1. 病院整備の立地場所に関する意見【賛成多数意見】

◎駅前Aブロックを含む駅前南口での病院整備について、評価委員会への諮問内容に追加すること。

理由：現地建て替えを断念されたことから、従前から病院整備の立地場所のひとつであり、検討されてきた駅前Aブロックでの病院整備を含め、他の三案と比較検討すべきである。

駅前Aブロックを含む駅前南口での整備は、「基本設計」「実施設計（修正設計）」の諸準備が整っており、新病院の一日も早い実現につながる事となるため。

※その他の意見

◎立地場所選定条件について

別案1：駅前南口市有地での病院整備は、市長の公約からあり得ないと明言されている。

別案2：立地場所の選定については、市有地（民地による用地買収が不要）とあるが、現有の野洲市有地に限るとする条件について外すべきである。

上記別案2に対する反対意見として、
市有地に限る条件を外すことは、民地を候補地に入れることであり、用地買収費が発生するとともにスケジュールについてもスピード感がなくなる。

◎市議会からの提案について

野洲市民病院整備運営評価委員会からの答申を受け、執行部が方向性を打ち出し、議会への報告の際に議論すべきで、執行部に対しては今しばらくの時間を与えるべきである。

上記意見に対する反対意見として、
5月17日開催予定の野洲市民病院整備運営評価委員会において、立地場所に関しては、委員会としての概ねの方向性が決まるとの答弁があり、それまでに議会としてやるべきことがあるということで議論しているところである。



野議第 8 1 号
令和3年5月11日

野洲市長 栢 木 進 様

野洲市議会議長 東郷 克己

野洲市民病院整備運営評価委員会への諮問にかかる提案について

平素は、行政運営各般にわたり、事業推進いただいておりますことに対しまして、衷心より敬意を表すところであります。

さて昨日、野洲市民病院整備事業特別委員会が開催され、本職宛てに別添のとおり標記の提案書が提出されました。ご承知のように、同特別委員会は本職を除く全議員で構成され、病院整備全般に関し取り組みいただいているところです。

また今回、病院整備の立地場所に関する意見をはじめとする事項について、委員間での闊達な討議と議論を踏まえて意見集約され、市長への提案としてとりまとめられたものと認識しています。

つきましては、別添のとおり同特別委員会からの提案を、市議会からの提案とさせていただきますので、来る5月17日の野洲市民病院整備運営評価委員会の開催にあたり、ご検討いただきますよう宜しくお願い致します。